

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 22日

川口市長 殿

提出者

住 所 埼玉県川口市青木2丁目5番10号

氏 名 埼玉建興 株式会社

代表取締役 武井 美親

電話番号 048-251-7170

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	埼玉建興株式会社
事業場の所在地	埼玉県川口市青木2丁目5番10号
計画期間	令和4年 4月 1日 から 令和5年 3月 31日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

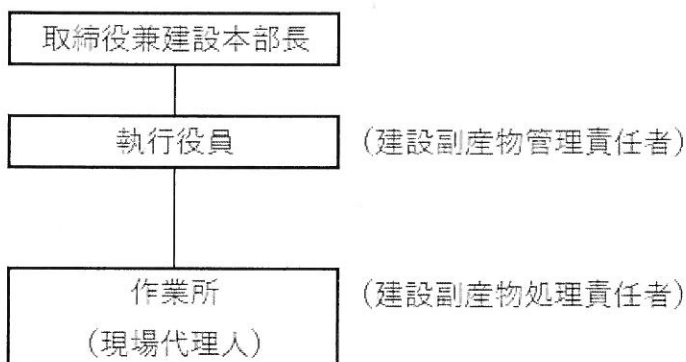
①事業の種類	D06 総合工事業																														
②事業の規模	元請完成工事高130億円																														
③従業員数	188人																														
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="0"> <tr><td>建設汚泥</td><td>⇒脱水・調質改良・固化</td><td>⇒再生利用</td></tr> <tr><td>コンクリートがら</td><td>⇒破碎</td><td>⇒再生利用</td></tr> <tr><td>アスファルト・コンクリートがら</td><td>⇒破碎</td><td>⇒再生利用</td></tr> <tr><td>木くず</td><td>⇒破碎・焼却</td><td>⇒代替燃料・再生利用</td></tr> <tr><td>金属くず</td><td>⇒破碎</td><td>⇒再生利用</td></tr> <tr><td>紙くず(ダンボール)</td><td>⇒圧縮</td><td>⇒代替燃料・再生利用</td></tr> <tr><td>廃プラスチック</td><td>⇒破碎・圧縮</td><td>⇒再生利用</td></tr> <tr><td>石膏ボード(広域再生)</td><td>⇒破碎</td><td>⇒再生利用</td></tr> <tr><td>混合廃棄物</td><td>⇒圧縮・破碎・焼却</td><td>⇒代替燃料・再生利用</td></tr> <tr><td>蛍光灯ランプ類</td><td>⇒破碎・切断・混練・不溶化</td><td>⇒再生利用</td></tr> </table>	建設汚泥	⇒脱水・調質改良・固化	⇒再生利用	コンクリートがら	⇒破碎	⇒再生利用	アスファルト・コンクリートがら	⇒破碎	⇒再生利用	木くず	⇒破碎・焼却	⇒代替燃料・再生利用	金属くず	⇒破碎	⇒再生利用	紙くず(ダンボール)	⇒圧縮	⇒代替燃料・再生利用	廃プラスチック	⇒破碎・圧縮	⇒再生利用	石膏ボード(広域再生)	⇒破碎	⇒再生利用	混合廃棄物	⇒圧縮・破碎・焼却	⇒代替燃料・再生利用	蛍光灯ランプ類	⇒破碎・切断・混練・不溶化	⇒再生利用
建設汚泥	⇒脱水・調質改良・固化	⇒再生利用																													
コンクリートがら	⇒破碎	⇒再生利用																													
アスファルト・コンクリートがら	⇒破碎	⇒再生利用																													
木くず	⇒破碎・焼却	⇒代替燃料・再生利用																													
金属くず	⇒破碎	⇒再生利用																													
紙くず(ダンボール)	⇒圧縮	⇒代替燃料・再生利用																													
廃プラスチック	⇒破碎・圧縮	⇒再生利用																													
石膏ボード(広域再生)	⇒破碎	⇒再生利用																													
混合廃棄物	⇒圧縮・破碎・焼却	⇒代替燃料・再生利用																													
蛍光灯ランプ類	⇒破碎・切断・混練・不溶化	⇒再生利用																													

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排出量	13,432.1 t	17.0 t
	(これまでに実施した取組) ・電子マニフェスト普及促進への寄与。 ・再生砕石利用促進（がれき類）。 ・分別を実施し、資源の有効利用促進への寄与。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排出量	12,000 t	15 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃棄物の発生抑制に努め、やむを得ず発生する廃棄物に関しては、再資源化への手立てを行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・混合廃棄物の発生量を抑制する為にリサイクル分別を実施。 ・品目ごとに排出量を把握し、目標を立て分別を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別作業の定常化及び意識低下防止を図り、さらに分別を行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	金属くず
排 出 量	24.0 t	44.55 t	20.34 t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	金属くず
排 出 量	20 t	40 t	18 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	その他がれき類	コンクリートがら
排 出 量	14.9 t	227.18 t	137.64 t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	その他がれき類	コンクリートがら
排 出 量	13 t	200 t	120 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	建設混合廃棄物	—
排出量	19.98 t	102.57 t	— t

【目標】

産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	建設混合廃棄物	—
排出量	18 t	90 t	— t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・特になし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・特になし。			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	金属くず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	金属くず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	金属くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	金属くず
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	その他がれき類	コンクリートがら
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	その他がれき類	コンクリートがら
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	その他がれき類	コンクリートがら
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	その他がれき類	コンクリートがら
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和3年度）実績】			
産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	建設混合廃棄物	—
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	— t
【目標】			
産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	建設混合廃棄物	—
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	— t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和3年度）実績】			
産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	建設混合廃棄物	—
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	— t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	— t
【目標】			
産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	建設混合廃棄物	—
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	— t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	— t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	13,432.1 t	17.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	13,343.0 t	17.0 t
	再生利用業者への処理委託量	13,432.1 t	17.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・委託契約にあたり、書面及び委託先の確認を行い、許可条件に適合していることを確認し、書面により契約を行っている。 ・電子マニフェストを導入済みの会社を優先的に選定し、未導入の場合には導入を推奨する。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	金属くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	金属くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	金属くず
全処理委託量	24.0 t	44.55 t	20.34 t
優良認定処理業者への 処理委託量	24.0 t	44.55 t	20.34 t
再生利用業者への 処理委託量	24.0 t	44.55 t	20.34 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和3年度）実績】			
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	その他がれき類	コンクリートがら
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
【目標】			
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	その他がれき類	コンクリートがら
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和3年度）実績】			
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	その他がれき類	コンクリートがら
全処理委託量	14.9 t	227.18 t	137.64 t
優良認定処理業者への 処理委託量	5.6 t	227.18 t	137.64 t
再生利用業者への 処理委託量	14.1 t	90.87 t	137.64 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	建設混合廃棄物	—
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	— t

【目標】

産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	建設混合廃棄物	—
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	— t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	建設混合廃棄物	—
全処理委託量	19.98 t	102.57 t	— t
優良認定処理業者への処理委託量	19.98 t	102.57 t	— t
再生利用業者への処理委託量	19.98 t	41 t	— t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	— t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	— t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	12,000 t	15 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	12,000 t	15 t
	再生利用業者への 処理委託量	12,000 t	15 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能な廃棄物については、処理能力の高い業者を優先的に採用する。 ・業者選定にあたり、優良認定を受けた業者の採用を検討する。 			
※事務処理欄			

【目標】			
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	金属くず
全処理委託量	20 t	40 t	18 t
優良認定処理業者への 処理委託量	20 t	40 t	18 t
再生利用業者への 処理委託量	20 t	40 t	18 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t

【目標】			
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	その他がれき類	コンクリートがら
全処理委託量	13 t	200 t	120 t
優良認定処理業者への 処理委託量	5 t	200 t	120 t
再生利用業者への 処理委託量	11 t	80 t	120 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t

【目標】			
産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	建設混合廃棄物	—
全処理委託量	18 t	90 t	— t
優良認定処理業者への処理委託量	18 t	90 t	— t
再生利用業者への処理委託量	18 t	35 t	— t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	— t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	— t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。